

主権者教育について考える

～文科省作成の冊子「私たちが拓く日本の未来」を読む～

1. 総務省・文科省作成「私たちが拓く日本の未来」

総務省、文科省は 2015 年 9 月 29 日に主権者教育の副読本「私たちが拓く日本の未来」をホームページ上で公開した。12 月には全国の高校生と地歴公民の教師、HR 担任の教員に副読本を配布した。そして、茨城県教育委員会と県選挙管理委員会は 12 月 10 日に高校生の主権者教育充実に向けた教員対象の研修会を県教育研修センターで開催した。

主権者教育の副読本「私たちが拓く日本の未来」の生徒版冊子は 104 ページで、解説編「有権者になること」「選挙の実際」「政治の仕組み」「年代別投票率と政策」「憲法改正国民投票」、実践編「学習活動を通じて考えたいこと」「話し合い、討論の手法（ディベートなど）」「模擬選挙」「模擬請願」「模擬議会」、参考編「投票と選挙運動についての Q&A」「学校における政治的中立の確保」「参考ウェブサイト一覧」の三部構成になっている。小選挙区選挙と比例代表選挙の投票方法、議員になるための供託金制度、請願方法などについても記述がある。

教師版「活用のための指導資料」は 96 ページで、「副教材の解説と指導事例」、「指導上の政治的中立の確保などに関する留意点」に分かれていて、「政治的中立に関する留意点」は 24 ページで全体の 4 分の 1 を占める。

生徒版冊子では、「主権者」ではなく「有権者」という言葉が使われている。しかし、教師版では「主権者」という言葉を使っているので、学校教育では「主権者教育」という言葉を積極的に使うべきだろう。

生徒版でも教師版でも、18 歳の生徒だけの問題ではなく小中高にかかわる問題であり、発達段階に応じた「主権者教育」の重要性を強調している。また、社会科（公民・政経）だけの問題ではなく、全ての教科でおこなうべきとしている。また授業だけでなく、HR や生徒会などの教科外活動のとりくみが重要だとしている。今後、学校現場では、実践編を積極的に取り上げて広げていく必要がある。

生徒版冊子では、政治史や政治思想に関する記述、戦争と平和をめぐる政治の役割についての記述が欠落している。日本国憲法の三大原則と原則が生まれた歴史的背景などについての学習を通して、主権者教育の意義についての学習を進める必要がある。また、選挙権が明治憲法下でどうだったか、70 年前日本国憲法で女性に参政権が実現したこと等に触れて、18 歳に選挙権が拡大された歴史的意義や他国の選挙権の現状などの学習を進める必要がある。

2, 文科省通知「高等学校等の生徒による政治的活動等について」

2015年10月29日の文科省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、「学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導をおこなうこと」と記述している。「通知」では具体的な政治的事象についての種々の見解、異なる意見や対立する意見を理解し、討論することの重要性を強調しているが、各学校で具体的な現実的な政治課題を積極的に取り上げていく必要がある。こうした課題をリアルタイムに取り上げていくことで生徒の興味関心も高まるし、生徒自身の意見表明の機会を作ることで学習もより深まる。

選挙運動は政治運動の一部であり、選挙運動も政治運動も18歳になればできると「私たちが拓く日本の未来」では記述している。10月29日の文科省通知では、「1969年の通知」は廃止され、高校生が放課後や休日に校外でおこなう政治活動や選挙運動を容認し、校外でのデモや集会の参加が認められることになった。通知では、生徒が「自らの判断で権利を行使できるよう」実践的指導を学校側に求める一方、政治的中立を妨げる活動の禁止や制限を盛り込んだ。

しかし、日本国憲法で保障された国民の政治運動（選挙運動）の権利を、文科省が年齢や場所で制限することはできないことであり、この点は今後争点となる。

生徒版冊子では、選挙における投票行動だけでなく、「請願」など国民としての行政に対する意見表明も参政権であるとして、「請願」の仕組みややり方等を実践的に学ぶ意義を強調している。参政権については、「投票」「請願」「陳情」の他に署名やデモなどがあることを教えていく必要がある。

教師版では、24ページを使って「指導上の政治的中立の確保に関する留意点」が取り上げられている。生徒に「18歳以上の高校生は政治運動ができることを教えよ」と説明しながら教師は政治運動が制限されているという言い方では、教師の自己規制や形骸化が進む危険性が高い。

3, 主権者教育を実践する上での留意点

副読本「私たちが拓く日本の未来」を全否定するのではなく、選挙や政治の仕組みなど主権者教育にかかわる授業やHR・生徒会実践を積極的に実践する必要がある。冊子の内容は教師自身も知らないことが多い。

また、「私たちが拓く日本の未来」だけではなく、HRや生徒会活動の実践等これまでの教育実践を掘り起こしながら、実践を深める必要がある。

HRや生徒会などの活動を通して自分たちの学校生活の改善を目的に要求集約・実現の経験を学校教育の中で意識的に作り出していく必要がある。生徒自身の活動の中で要求が実現したという実感や経験がないと主権者教育の意義が生徒に伝わらない。教師の下請け機関のような生徒会のあり方を、学校では主権者教育の観点から組織的に見直していく必要がある。

歴史や法学、憲法、経済学など社会科学の学習を通して、立憲主義や民主主義、国民主権、人権、平和主義等の学習を推進する。こうした学習を通して、市民としての自覚を高めることが欠かせない。

教科の学習でも教科外の学習でも、生徒が自由にものが言えて学びあうことができる学級や授業づくり、学校づくりが主権者教育のカギとなる。

4, 「政治的中立性」について考える

副読本「私たちが拓く日本の未来」でも、教育基本法14条の「良識ある公民として必

要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」を基本としている。

教育基本法 14 条は、教師に対して、「先生は〇〇党を支持しているので君たちも〇〇党に投票してくれ」とか「××党はとんでもない政党で私は大嫌いだ。選挙で惨敗させよう」などと言うことを否定しているだけである。

「私たちが拓く日本の未来」では、模擬投票を重視している。模擬投票は架空の選挙でも実際の選挙にあわせたものとしてもよいとしているが、実際の選挙にあわせて模擬選挙を実施した場合は、投票結果を実際の投票日前に公表してはいけないとしている。模擬投票の結果が人気投票になることを避けるためである。

実際の選挙にあわせて、授業の中で選挙公報を読み合わせたりできる。また、政治家が個人で作った政策ビラなどを学校で印刷しなければ、授業で使うことはできる。

教師が次の選挙では誰に投票すると言ったり生徒に誰に投票するのかなどと尋ねることは政治的中立性から言っても問題だと考えられるが、政治的争点や政策に対して教師が個人的見解を授業の中で「個人的見解だが」という前置きを付けて表明することは問題がない。自己規制こそが一番の問題だ。

2015 年 6 月に山口県の柳井高校で、班学習で安保法制についての意見を発表・評価しあう現代社会の授業があったが、生徒に配布した新聞資料が 2 紙（朝日と日経）だったことに対して県議会で自民党県議が「政治的中立性に疑問を感じる」と指摘し、教育長が謝罪することになった。また、北海道高教組が組合員向けに「アベ政治を許さない」というクリアファイルを職場で配布したところ、北海道教育委員会がクリアファイルを誰が配布したのかなどの調査を始めて問題になっている。

政治的中立性は教育の独自性を歪める危険性を持っている。諸外国では、社会をどのように変えていくか、そのために教師や学校は何ができるかという観点で政治的中立性が論じられている場合が多い。しかし、文科省の主張する政治的中立性は教師の自主的判断や発言を規制して、教師の自己責任を追及するものになっていて、学校や教師の実践の創意工夫を促すものになっていない。

資料 1 18 歳選挙権年齢引き下げに関する意見（修正版）

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 会長 佐野 元彦

資料 2 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について

（2015 年 10 月 29 日 文部科学省初等中等教育局長通知）

資料 3 高等学校における政治的教養と政治的活動について

（昭和 44 年 10 月 31 日 文部省初等中等教育局長通知）

資料 4 生徒の政治的活動に関する申し合わせ事項

（昭和 45(1970)年 7 月 21 日）

*この申し合わせ文書は、昭和 44 年の高校生の政治活動を禁止する通達に対し、当時の県立水戸一高の教職員と生徒が相談して、高校生の政治的活動を保障する立場から作った申し合わせで、71 年度の生徒手帳から記載された。

資料 1

18 歳選挙権年齢引き下げに関する意見（修正版）

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会

会長 佐野 元彦

※用語について

各種の紙誌、書籍、報道では主権者教育・政治教育・公民教育・シチズンシップ教育（市民性教育）など類似の用語が併用されている。それらに学術上の定義に区分があるとしても、一般市民にとっては使い分けるのが難しい。よって、ここでは「主権者を育てる教育」及び「主権者に対する教育」の意味で「主権者教育」の語のみ用いる。

1 基本認識

(1) 制度改革について

今回の選挙権年齢の引き下げは、我が国において本格的に主権者教育を推進する転機となる画期的な政策であり、若者の政治参加を促す起爆剤として本会も大いに歓迎し期待するものである。また、全国の PTA 活動に新たな公共的使命を与えるものとして受けとめ、大いに責任を感じている。

(2) 昭和 44 年の通達について

当時の高校生・大学生の過激な政治行動を抑制し、学校における政治的中立性を確保するためには止むを得ない措置であった。一方、そのような過激な政治行動が発生した背景には言うまでもなく当時の緊張した政治状況と大学紛争があるが、看過してはならないことは、当時において十全な主権者教育がなされてはいなかったという問題である。

(3) 通達後の主権者教育について

通達以降、主権者教育は後退の一途をたどった。行政も学校・教員も政治的中立性を意識するあまり、学校における政治的教養の陶冶という優先的課題を事実上封印してしまった。つまり、主権者教育の責任は政治経済・現代社会、公民など一部の教科・科目の役割に矮小化され、3 年間総計しても実質 1~2 単位程度の履修時間で細々と行われてきたにすぎないのである。この結果、日本国民の多くは現在まで半世紀近くにわたって、政治的教養の基礎となる一部の限定的な知識を習得するだけで有権者となってきたのであり、いわば政治的教養の貧困な有権者が大量に生み出されてきたのである。この歴史こそが「民主主義の危機」と喧伝される今日の状況をもたらした主因ではないだろうか。

(4) 政治的活動の現況と今後について

半世紀近い政治的活動の制限の結果、現在の学校においては高校生や教員の政治的活動という表現形式や文化が存在しないと言っても過言ではない。生徒も教員も自身の政治的行動は勿論、政治的信条を表出することには極めて抑制的であり、その点では学校に政治的な文化風土そのものが存在しないともいえる。時代状況も大きく変わり、高校生にとって昭和 44 年当時の大学生のような政治的行動モデルも存在しないに等しい。また一部を除いて学校にも教員一般にも「政治的教養の陶冶」という視点自体が欠落している。従って、選挙権年齢の引下げによって高校生や教員の政治的行動が俄かに活発化するとは考えにくい。仮に活発化したとしても、それが学校における政治的な過激行動につながることは想像しにくい。むしろ、今後の体系的な主権者教育の拡充により、生徒・教員が今まで以上に政治的中立性を強く意識するようになり、政治的な活動には慎重な態度を保持するものと思われる。周囲も個人の政治活動には敏感になり、その過激な政治行動を厳に許さない風潮が醸成されるものと想定される。

(5) 主権者教育における連続性について

義務教育段階での主権者教育を前提にしても、わずか2年余りで有権者になる総仕上げをしなければならない。つまり入学時から彼らに対して体系的で手厚い主権者教育を施す必要がある。その際、教育の連続性や基本的人権の普遍性に照らせば、選挙権以外の政治的権利は高校生すべてに一律保障すべきであると考えられる。同時に高校生と大人との間にも権利上の差別があってはならない。高校生だからという理由で高校生の政治的権利・政治活動を制限することは論理的根拠を持たないであろう。選挙権が付与された時点で、私たち大人は高校生を同格の政治的仲間として迎えたのであり、彼らを「未熟な若者」として見下したり、保護と引き換えに権利を抑制したりすることは許されない。今後は高校生に対する大人の抑制的な姿勢そのものが高校生の批判にさらされることは覚悟した方がよいだろう。

(6) 主権者教育の担い手について

残念ながら現在の高校教育は様々な教育課題への対応に迫られ、学校も教職員も疲弊しきっている。週5日制移行後は学習時間も削減され、新たな課題に対応するにはカリキュラム上にもゆとりがない。従って、主権者教育を学校の責任だけに帰するのは酷であり、むしろ学校外の社会が主権者教育の実質的責任を負うべきものと考えられる。国・地方自治体の責任は当然としても、さらに今後は「地域*」がその重要なプレーヤーになるべきである。つまり、学校が基礎とコアの学習プログラムを用意し、地域が実践的な探究と訓練を受け持つような姿が想定される。この点に私たちPTA（学校PTAと各連合会）の引き上げる役割があると考えられる。（*「地域」の規模や範囲については別の機会に提起したい。）

(7) 大人への主権者教育について

選挙権年齢の引き下げは高校生に対する主権者教育の契機となるだけでなく、遅ればせながらも国民一般に対する教育の絶好の機会となる。高校生だけではなく、大人にも主権者教育が必要なものであり、その政治的教養の質的向上こそが高校生に対する主権者教育の成否を握る。大人自身が学ぶことにより主権者教育の土壌が豊かになり、それが子どもの教育を支え、牽引する力となるはずである。そして、大人と子どもが共に学び、互いに高め合うことで大きな成果が生まれるだろう。そのいわば教育的チャレンジが現下の喫緊の課題である高校教育改革、大学教育改革の突破口にもなるものと期待される。

2 主権者教育の充実に関して

(1) 大人の政治的態度

大人が高校生に対して単一の価値観をもって政治的信条を主張したり、特定の政党の立場から主義主張を行ったりすることは政治的教化であって、主権者教育とは異なるものである。この点、大人は十分に心しておく必要がある。さらに、自己の主義主張と対立的な意見も合わせて提示する姿勢と度量を持たない限り、学習を積んだ高校生の批判に堪えられない可能性がある。様々な論争的課題に対して多面的な考察と多様な解答がありうることを大人が提示しなければ、高校生から尊敬されることはないだろう。主権者教育が定着するということはそういう緊張感が日常化するということであり、大人自身が現実の社会を多面的にそして深く考究する態度が求められるのである。大人たちの政治的教養が厳しく問われる時代になったともいえよう。

(2) 論争的問題へのアプローチ

主権者教育は有権者の実際の政治的行動を促すものであるから、教育の方法論としては実際的な課題、問題を題材にして多面的に考察させる方法が効果的である。いわゆる論争的問題の教育である。これは知識習得に傾斜しすぎた日本の初等中等教育を是正するための突破口となる方法論であり、今後の学校教育のみならず社会全体で意識し追求すべき方法である。生徒を信じ、生徒自身にしっかりと政治・社会・経済など現実の諸問題を考究

させる姿勢と度量が社会全体に求められている。

(3) 学校への期待

1)各学校では主権者教育を学校全体の教育活動を貫く基本原理とし、教育目標に明確に位置づけていただきたい。

2) カリキュラム内で位置づけは、公民科と「総合的な学習の時間」を中核として教科横断的なプラットフォームを設け、他のすべての教科・科目の乗り入れを可能にする取組みを推進していただきたい。

3) 公民科のみならず、すべての教科・科目で主権者教育に向けた教材開発や教授法開発に努めていただきたいし、それは可能であると思う。一見関係なさそうに思える「数学」でも論理的能力を練磨する素材には事欠かないだろう。例えば「多数決」の功罪・長短について理解するために有効な「論理パラドックス」の分野があり、その教材化が待たれる。

4) このようなカリキュラム開発に関しては、各都道府県にある国立大学教育学部を中心とする大学の協力・支援が不可欠である。また、学校と教育委員会との創造的連携も欠かせない。神奈川県など先行的な優れた実践例があるので、関係者は積極的にそれらをモデルとして活用していただきたい。

(4) 地域の役割と PTA の責務

高校におけるカリキュラム整備とならんで、学校・地域・自治体とそれを接合する PTA が独自の主権者教育プログラムを開発することが期待される。大人自身が子どもたちに対する教育の責任者であることを自覚するとともに、大人自身が高校生と共に学ぶ姿勢が重要である。そのような互いに学び合うような教育プログラムを地域ごとの取組みに発展させることが期待される。この点で、各地の PTA 連合会がその仕掛け人となって動くことが可能である。所属する会員には法曹関係者、自治体関係者も含め、多種多様な職業人が含まれているから、その連携協力によるプログラム開発が可能である。これを自治体や選挙管理委員会など公的機関がサポートすることによって中立性を担保した責任ある教育プログラムが成立するだろう。文部科学省にはそのモデル開発を牽引していただきたい。

(5) 社会全体への役割

1) 国や自治体は主権者教育に関わる副教材を早急に制作してすべての高校生に配布してほしい。特に論争的問題に切込むためにディベートその他の討論手法に関する教材の作成と供給が急務である。

2) 特に来年実施の参議院議員選挙に向けては早急に「公職選挙法」を現在の高校 2 年生に周知徹底すべきである。これは学校だけではなく、地方自治体・選挙管理委員会の責任で行うことであるが、国・自治体はそのために必要な予算措置を惜しんではならない。

3) 高校生に強い影響力のあるマスコミは、政治的に多様な意見を広く公平に提供する責任がある。報道番組や政治的討論番組等においては、多様な論者を幅広く出演させるなど、くれぐれも特定の党派・言説に偏向することのないよう努めてほしい。

4) とりわけ、国ならびに地方自治体における議員などの政治家あるいは政治活動家は、常に高校生や子どもたちの知的眼差しを意識して節度と教養ある言動を心掛け、政治に夢と希望を与える存在となってほしい。

3 学校における政治的中立の確保および「昭和 44 年通達」に関して

(1) 学校における政治的中立の徹底的な確保に関しては、上記の基本認識「1- (4) ・ (5)」に示したような考えから、高校生の政治活動制限に関する新たな規制や法的措置

は不要であると考える。主権者教育が定着していけば、高校生への政治的教養が深まるから、かえって安易で軽率な政治行動はとりにくくなるはずである。それこそ主権者教育の到達点といえるであろう。あらかじめその到達点を値引きする態度は、主権者教育の趣旨と矛盾すると言わざるを得ない。また、今日の社会情勢や高校生・大学生の状況に鑑みても規制の必要あるとは思えない。むしろ政治的中立性が損なわれないように見守ることが大人の役割である。まさに周囲の大人の政治的教養そのものが問われるのである。

万が一にも高校生の政治活動が活発化して逸脱や過剰な行動の恐れある時は学校、地域、行政がしっかり連携して総がかりで介入すればよい。学校の教員についても同様であり、現行の法制以上に新たな規制法令を用意することは教員の指導意欲をそぐとともに、指導内容の貧困を招くのではないかと危惧される。

(2) 昭和44年通達は当時の政治的社会的状況の必要から策定されたものであり、半世紀の間十分に効力を発揮してきた。しかし、今回の公職選挙法の改正により、その歴史的使命は終了した。実際、通達の全文が現在の政治社会状況には全くなじまない。また通達別添の「第1 高等学校教育と政治的教養 -1- (2)、(3)」・「第4 高等学校生徒の政治的活動」は18歳選挙権および主権者教育の趣旨にそぐわない。さらに「第3 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項」はそのまま学習指導要領に組み込むべき性格のものである。以上の観点から、本通達を即時廃止するとともに、今回の選挙法改正を踏まえた新たな指針を策定すべきである。

4 最後に

日本国民は、国民として市民として公民として、政治的教養の陶冶をあまりにもないがしろにしてきた。長い間、主権者教育という意識さえ一部の学校関係者以外には存在しなかった。今後の主権者教育の前途には様々な課題があって試行錯誤の連続となるであろうが、必ず上手くいくものと信じている。なぜなら、高校生が強い知的好奇心と柔軟な思考力を持ち、純粋な正義感に満ちているからであり、彼らを信じて粘り強く教育を継続することによって高校生の政治的教養が飛躍的に高まることは疑いない。従って、彼らに対して敬意を持って遇することが大切である。大人の不合理で抑圧的な態度や言説こそ若者の反発や社会の不安定を招く要因となる。私たち大人は過剰な介入や抑制を避け、理性と知性と経験によって高校生を導かなければならない。このことを肝に銘じておきたいものである。

今回の選挙権年齢の引下げは、瓢箪から駒のように実現したが、狙い通りに若者の政治参加を促す起爆剤になることかどうかは予断を許さない。その成否の鍵は大人が握っている。すなわち大人がこれまでの主権者としての自分自身を振り返り、若者に寄り添って共に学び直す姿勢があるかないかにかかっている。私たち高校PTA団体もかつてない重い課題に直面している訳であり、覚悟して取り組まなければならないと思う。実際それだけの価値あることでもある。もしかするとPTA活動の在り方にも変革をもたらす可能性さえ秘めているように思われる。関係の皆様とともに協力し合って学習、研究、実践に努めたい。

平成27年9月30日

資料 2

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について
(2015年10月29日 文部科学省初等中等教育局長通知)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和 44 年 10 月 31 日付け文初高第 483 号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第 1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第 14 条第 1 項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第 14 条第 2 項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第 2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号「学校における補助教材の

適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第 137 条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 103 条第 2 項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第 3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18 歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、1) 学校は、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、2) 高等学校等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条及び第 51 条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、3) 高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第 100 条の 2 に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第 3 以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。

2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学

校としての方針を保護者や PTA 等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

資料 3

高等学校における政治的教養と政治的活動について

(昭和 44 年 10 月 31 日 文部省初等中等教育局長通知)

大学紛争の影響等もあって、最近、一部の高等学校生徒の間に、違法または暴力的な政治的活動に参加したり、授業妨害や学校封鎖などを行なったりする事例が発生しているのは遺憾なことである。このようなことを未然に防止するとともに問題に適切に対処するためには、平素から、教育・指導の適正を期することが必要であるが、特に高等学校教育における政治的教養を豊かにするための教育の改善充実を図るとともに他方当面する生徒の政治的活動について適切な指導や措置を行なう必要がある。

これらのことについては、かねてより都道府県教育長協議会、都道府県教育委員会指導事務主管部課長会や全国高等学校長協会においても検討されているところであるが、これらの団体や高等学校 PTA 等多くの高等学校教育関係者から、問題の重要性と緊急性にかんがみ、統一的な見解ないし指導のよりどころとなる指針を求める声が強いので、文部省としても、上記諸団体や学識経験者の方々の協力を得て、関係者相互の共通の基本的理解のもとに、生徒に対し適切な指導が行なわれることを期待して次のような見解を取りまとめた。

高等学校における政治的教養と政治的活動について

第一 高等学校教育と政治的教養

一 教育基本法第八条第一項に規定する「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」ということは、国家・社会の有為な形成者として必要な資質の育成を目的とする学校教育においても、当然要請されていることであり、日本国憲法のもとにおける議会制民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するにあたって欠くことのできないものである。

二 生徒の発達段階、高等学校の現状とりわけ高等学校への進学者の著しい増加および最近の社会情勢などを考慮すると、高等学校教育における政治的教養を豊かにするための教育(以下「政治的教養の教育」という。)がよりいつそう適切に行なわれる必要がある。

三 高等学校における政治的教養の教育を行なうにあたっては、次のような基本的な事柄らについてじゅうぶん配慮する必要がある。

(一) 政治的教養の教育は、教育基本法第八条第二項で禁止している「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」、いわゆる党派教育やその他の政治的活動とは峻別すること。

(二) 学校教育は、単に政治的教養のみならず、生徒の全人格的な教養の涵養を目的とするものであるので、政治的教養の教育にかたよりすぎることなく、他の教育活動と調和のとれたものであること。

(三) 政治的教養の教育は、生徒が、一般に成人とは異なつて、選挙権などの参政権を制限されており、また、将来、国家・社会の有為な形成者になるための教育を受けつつある立場にあることを前提として行なうこと。

第二 高等学校における政治的教養の教育のねらい

一 将来、良識ある公民となるため、政治的教養を高めていく自主的な努力が必要なことを自覚させること。

二 日本国憲法のもとでの議会制民主主義についての理解を深め、これを尊重し、推進する意義をじゅうぶん認識させること。

三 政治的事象を客観的に理解していくうえに必要な基礎的な知識、たとえば民主主義の理念、日本国憲法の根本精神、民主政治の本質等について正確な理解を得させるとともに将来公民として正しく権利を行使し、義務を遂行するために必要な能力や態度を養うこと。

なお、その際、国家・社会の秩序の維持や国民の福祉の増進等のために不可欠な国家や政治の公共的な役割等についてじゅうぶん認識させること。

第三 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

一 指導上の一般的留意事項

(一) 政治的教養の教育は、教科においては、社会科での指導が中心となるが、政治的教養の基礎となる生活態度を身につけさせるためには、ホームルームその他の特別教育活動・学校行事等においても適切な指導を行なうこと。

(二) 指導にあたっては、学習指導要領に基づいて、指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てるとともに学習の内容と関係のない問題を授業中みだりに取り扱わないようにすること。

(三) 特別教育活動および学校行事等における指導にあたっては、本来のねらいを逸脱することなく国家・社会の一員として共同生活を営むうえに必要な生活態度が身につくように、特に次のような事項について配慮すること。

ア ホームルーム、生徒会活動などにおける討論を通じて自己の意見を正しく表明するとともに、他人の意見にじゅうぶん耳を傾け、これを尊重するという態度を身につけさせるようにすること。

イ ホームルーム、生徒会などの集団活動に生徒が積極的に参加し、活動することを通じて望ましい人間関係が育成されるようにすること。

二 現実の具体的な政治的事象の取り扱いについての留意事項

政治的教養の教育については、上述した教育のねらいおよび指導上の留意事項をふまえて適切な指導を行なうことが必要であるが、特定の政党やその他の政治的団体の政策・主義主張や活動等にかかわる現実の具体的な政治的事象については、特に次のような点に留意する必要がある。

(一) 現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多く、現実の利害の関連等もあつて国民の中に種々の見解があるので、指導にあたっては、客観的かつ公正な指導資料に基づくとともに、教師の個人的な主義主張を避けて公正な態度で指導するよう留意すること。

なお、現実の具体的な政治的事象には、教師自身も教材としてじゅうぶん理解し、消化して客観的に取り扱うことに困難なものがあり、ともすれば教師の個人的な見解や主義主張がはいりこむおそれがあるので、慎重に取り扱うこと。

(二) 上述したように現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるばかりでなく、また議会制民主主義のもとにおいては、国民のひとりひとりが種々の政策の中から自ら適当と思うものを選択するところに政治の原理があるので、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論をだすよりも結論に至るまでの過程の理解がたいせつであることを生徒に納得させること。

なお、教師の見解そのものも種々の見解の中の一つであることをじゅうぶん認識して教師の見解が生徒に特定の影響を与えてしまうことのないよう注意すること。

(三) 現実の具体的な政治的事象は、取り扱い上慎重を期さなければならない性格のものであるので、必要がある場合には、校長を中心に学校としての指導方針を確立すること。

(四) 教師は、その言動が生徒の人格形成に与える影響がきわめて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立つて生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

なお、国立および公立学校の教師については、特に法令でその政治的行為が禁止されている。

(五) 教師は、国立・公立および私立のいずれの学校を問わず、それぞれ個人としての意見をもち立場をとることは自由であるが、教育基本法第六条に規定されているように全体の奉仕者であるので、いやしくも教師としては中立かつ公正な立場で生徒を指導すること。

第四 高等学校生徒の政治的活動

最近、一部の生徒がいわゆる沖縄返還、安保反対等の問題について特定の政党や政治的団体の行なう集会やデモ行進に参加するなどの政治的活動を行なったり、また政治的な背景をもって授業妨害や学校封鎖を行なうなど学園の秩序を乱すような活動を行なったりする事例が発生している。

このような事態にかんがみ、上述したねらいや指導上の留意事項等に基づいた政治的教養の教育が平素より適切に行なわれるようにすることが必要であるが、しかし当面しているこのような事例に適切に対処するためには、これに加えて、生徒の政治的活動に関し、下記のような事項についてじゅうぶん配慮する必要がある。

一 生徒の政治的活動が望ましくない理由

学校の教育活動の場で生徒が政治的活動を行なうことを黙認することは、学校の政治的中立性について規定する教育基本法第八条第二項の趣旨に反することとなるから、これを禁止しなければならないことはいうまでもないが、特に教育的な観点からみて生徒の政治的活動が望ましくない理由としては次のようなことが考えられる。

(一) 生徒は未成年者であり、民事上、刑事上などにおいて成年者と異なつた扱いをされるとともに選挙権等の参政権が与えられていないことなどからも明らかであるように、国家・社会としては未成年者が政治的活動を行なうことを期待していないし、むしろ行なわないよう要請しているともいえること。

(二) 心身ともに発達の過程にある生徒が政治的活動を行なうことは、じゅうぶんな判断力や社会的経験をもたない時点で特定の政治的な立場の影響を受けることとなり、将来広い視野に立つて判断することが困難となるおそれがある。したがって教育的立場からは、生徒が特定の政治的影響を受けることのないよう保護する必要があること。

(三) 生徒が政治的活動を行なうことは、学校が将来国家・社会の有為な形成者として必要な資質を養うために行なっている政治的教養の教育の目的の実現を阻害するおそれがあり、教育上望ましくないこと。

(四) 生徒の政治的活動は、学校外での活動であつても何らかの形で学校内に持ちこまれ、現実には学校の外と内との区別なく行なわれ、他の生徒に好ましくない影響を与えること。

(五) 現在一部の生徒が行なっている政治的活動の中には、違法なもの、暴力的なもの、あるいはそのような活動になる可能性の強いものがあり、このような行為は許されないことはいうまでもないが、このような活動に参加することは非理性的な衝動に押し流され不測の事態を招くことにもなりやすいので生徒の心身の安全に危険があること。

(六) 生徒が政治的活動を行なうことにより、学校や家庭での学習がおろそかになるとと

もに、それに没頭して勉学への意欲を失なってしまうおそれがあること。

二 生徒の政治的活動を規制することについて

基本的人権といえども、公共の福祉の観点からの制約が認められるものである。さらに、生徒は、主として未成年者を対象とする高等学校教育を受けるという立場にある以上、高等学校教育の目的を達成するために必要なかぎりにおいて、その政治的活動は次のような種々の制約を受けるものである。なお、定時制課程等には成年に達した生徒も在学しているが、これらの生徒については成人としての権利を行使する場合等において他の生徒と異なつた取り扱いがなされる場合もあるが、高等学校教育を受けるといふ立場においては学校の指導方針に従わなければならない。

(一) 教科・科目の授業というまでもなく、クラブ活動、生徒会活動等の教科以外の教育活動も学校の教育活動の一環であるから、生徒がその本来の目的を逸脱して、政治的活動の手段としてこれらの場を利用することは許されないことであり、学校が禁止するのは当然であること。なお、学校がこれらの活動を黙認することは、教育基本法第八条第二項の趣旨に反することとなる。

(二) 生徒が学校内に政治的な団体や組織を結成することや、放課後、休日等においても学校の構内で政治的な文書の掲示や配布、集会の開催などの政治的活動を行なうことは、教育上望ましくないばかりでなく、特に、教育の場が政治的に中立であることが要請されていること、他の生徒に与える影響および学校施設の管理の面等から、教育に支障があるので学校がこれを制限、禁止するのは当然であること。

(三) 放課後、休日等に学校外で行なわれる生徒の政治的活動は、一般人にとつては自由である政治的活動であつても、前述したように生徒が心身ともに発達の過程にあつて、学校の指導のもとに政治的教養の基礎をつちかっている段階であることなどにかんがみ、学校が教育上の観点から望ましくないとして生徒を指導することは当然であること。特に違法なもの、暴力的なものを禁止することはいうまでもないことであるが、そのような活動になるおそれのある政治的活動についても制限、禁止することが必要である。

三 生徒の政治的活動に関する留意事項

学校は、平素から生徒の政治的活動が教育上望ましくないことを生徒に理解させ、政治的活動にはしることのないようじゅうぶん指導を行なわなければならない。その際、次のような点について留意する必要がある。

(一) 学校は、平素から生徒の希望等に耳を傾け教師と生徒との意思の疎通を図り、人間関係を深めるとともに生徒の動向を的確にはあくし、生徒がその本分に反するような行動を行なうことのないよう全教師が協力して指導にあたること。

(二) 一部の生徒が自らの主義、主張を実現するために他の生徒の授業を妨害したり、教室や学校を封鎖したり、またその他暴力的な行動や学園の秩序を破壊するような行動を行なつたりすることは、たとえどのような理由があつても許されないことを生徒に認識させること。

なお、学校の平素からこのような事態が発生した場合に対処する方針を確立しておくことが必要である。万一不測の事態が起こつた場合には、学校は毅然たる態度で生徒にのぞむとともに、一部の生徒のために学校の正常な授業の運営が阻害されるようなこととならないよう努力すること。

(三) 家庭との連絡を密にし、生徒の政治的活動に対する学校の指導方針について保護者の理解と協力を求めるとともに、適切な機会を通じて絶えず家庭や関係各方面との連携を図ること。

(四) 学校が教育上望ましくないとして指導したり、制限したり、禁止したりしたにもかかわらず、生徒が政治的活動を行なつた場合、その活動の実態、状況に即して判断した結

果、指導だけではもはや教育上の効果が期待できない場合には適切な措置をとること。

なお、懲戒には本人に対する教育作用の面と他の生徒への影響や学校の秩序維持の面があることにじゅうぶん留意して、適切な措置を講ずることが必要である。この場合、国家・社会の法や秩序に違反するような活動や暴力的な行動については、常に厳然たる態度で適正な処分を行なうべきであることはいうまでもない。

資料 4

生徒の政治的活動に関する申し合わせ事項

昭和 45(1970)年 7 月 21 日

個人の思想・言論・集会・結社等の自由は憲法に基づいて保障される。従って、生徒の政治的活動についても基本的に自由である。この自由の行動にあたっては、自分の行動に責任をもつとともに、他人の自由を侵すようなことがあってはならない。

1 校内の場合

- (1) 本校生が校内において集会・討論会をもつことは自由である。この場合は使用目的・使用場所・責任者名などについて届ける。
- (2) ポスター等の掲示・ビラの配布については、次の基準に従って掲示委員会*の許可をうけて行なう。
 - ア 本校生が主体的に考え、主体的につくったものは、許可する。
 - イ 外部の政治的団体のポスター・ビラなどをそのまま用いることは制限される。原則としてお知らせは認められるが、アジビラ・スローガンなどのポスター・ビラをそのまま使用してはならない。
 - ウ 掲示物・ビラには必ず本校の責任者名を記入する。
- (3) 新たな集団の結成は自由である。ただしその綱領や結成後の行動などが憲法に反する場合は認められない。なお、恒常的なものは顧問を必要とし同好会として結成される。臨時的なものは届け出を必要とする。
- (4) ア 本校生が本校において集会・討論会を主催し、他校生に参加を呼びかけることは自由である。ただし本校顧問教師が出席することを原則とし、使用目的・責任者名・使用場所などについて届け出る。
 - イ 本校生が、他校生と本校において集会・討論会を共催する場合、共催する学校の顧問教師が出席するなどの諸条件を考慮して許可制とする。
- (5) 校内における政治的活動は、すべて次に該当する場合は禁止する。
 - ア 学校事務・学校行事などの遂行を妨害する場合。
 - イ 授業を妨害する場合。

2 校外の場合

- (1) 校外の活動に参加することは自由である。しかし他人の自由を侵したり、暴力に訴えたりする活動はすべきでない。参加する場合には教師や保護者に相談することが望ましい。参加した場合、責任は本人が負う。
- (2) 校外において、旗・ビラなどに「水戸一高」の名を使用する場合は学校に届ける。事故が起こった場合の責任は届け出の責任者が負う。

* 掲示委員会の構成は、生徒会本部 2 名・協議会 2 名・クラブ代表 2 名・同好会代表 1 名・顧問教師 2 名。

目的（掲示規定から）

本規定は、生徒会活動、クラブ活動を積極的に推進するために、また高校生活に関する諸問題を広く提起する場を与え、健全なる校内世論を育成するために、掲示・宣伝その他の広報活動を自主的・民主的に管理することを目的とする。

この目的にそって掲示規定を設け、校内における宣伝・広報活動の管理基準とするとともに、これらの活動を管理する機関として掲示委員会（常設）を設置する。

茨城県立水戸第一高等学校 1971 年度生徒手帳を参照

掲示規定

1 目的

本規定は、生徒会活動、クラブ活動を積極的に推進するため、また高校生活に関する諸問題を広く提起する場を与え、健全な校内世論を育成するため、掲示・宣伝その他の広報活動を自主的・民主的に管理することを目的とする。

この目的にそって掲示規定を設け、校内における宣伝。広報活動の管理基準とするとともに、これらの活動を管理する機関として掲示委員会(常置)を設置する。

2 委員会の構成

ア 掲示委員会の構成は、生徒会本部 2 名・協議会 2 名・クラブ代表 2 名・同好会 1 名とし、顧問 2 名をおく。

イ 掲示委員会は協議会の承認をえて決定される。委員長・副委員長は委員の互選による。

ウ 掲示委員会の任期は半年とし、次期の掲示委員に引きつぐまで活動を行なう。

3 委員会の開催

掲示委員会は次の場合に開催する。

ア 生徒が校内において刑事・ビラ・パンフレットの配布・アンケートなどを行なうため、その許可を掲示委員会に申請したとき、

ただし、クラブ・同好会・クラス単位として行なう場合は、当該顧問または担任の承認をえてのち申請する。その場合は掲示委員会の審議を経ず掲示委員長(または副委員長)が許可することができる。

イ 掲示委員長(または副委員長)または顧問が開催の必要を認めたとき。

ウ 掲示委員のうち 2 名以上が開催の必要を認めたとき。

4 委員会の許可基準

ア 生徒の知識・教養を高め、人格をみがくに役立つとみなすことができるもの、及び校内の諸問題に関するものは原則として認める。

イ 本規定に目的に反するものは認めない。

5 委員会の運営

ア 掲示委員会に申請が出された場合、掲示委員会は顧問とともに検討・協議の上掲示委員の多数により決定する。

イ 掲示委員会は 5 名以上の出席をもって成立する。

ウ 顧問は掲示委員会の決定を尊重するが留保することができる。その場合はできる限り掲示委員会の決定に近づくように努力する。

エ 掲示委員会に申請されてから遅くとも 10 日以内に最終結論を出す。

6 本規定違反に対する処理

本規定によらない掲示物等については掲示委員会の権限においてとり払うなどの処理を行なう。

7 細則

ア 掲示物の枚数は、クラブ・同好会など各 4 枚以内を原則とする。

イ 掲示場所は、掲示委員会で適当と認めて指示したところとする。

ウ 掲示期間は 1 ヶ月以内とし、期日後は当該クラブ・同好会等で速やかに撤去する。ただしクラブ勧誘の掲示は 3 月下旬から 5 月上旬までとする。

エ 各教室・部室内の掲示は、掲示規定の目的にそって各クラス・クラブで管理する。

付則

本規定は、昭和 45 年 1 月 14 日より適用する。